

ファミリー・サポート・センターとは？

地域での子育て支援活動をお手伝いする
ところですよ。

例えば…



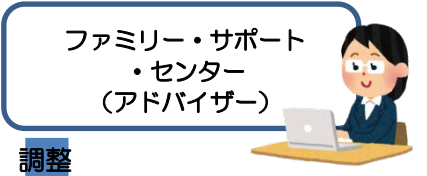
急な冠婚葬祭のあ
いだ預かる



保護者が病気で
通院するあいだ預かる

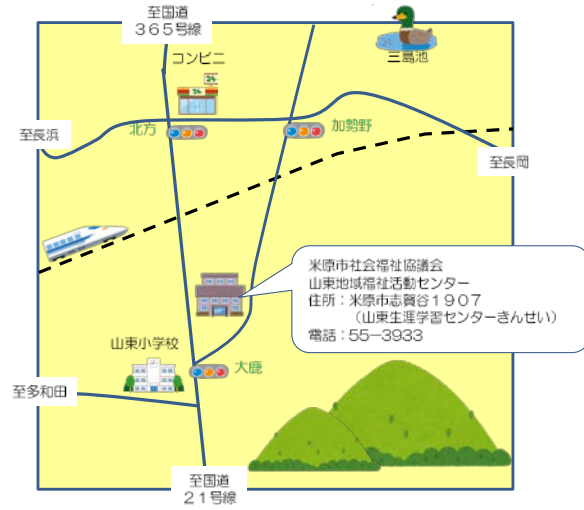
会員同士で支え合うしくみです。

育児の援助を受けたい人
と行いたい人が
会員となり、ファミリー・サ
ポート・センターが仲介して、会
員同士が支え合います。



ファミリー・サポート・センターの業務

- ①会員の募集、登録その他会員組織業務
- ②会員同士の相互援助活動の調整など
- ③会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会の開催
- ④会員同士の交流と情報交換のための交流会の実施
- ⑤保育所や医療機関など子育て支援機関施設・事業との連絡調整



米原市ファミリー・サポート・センター
事務局：社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
住所：米原市志賀谷1907番地
 (旧山東生涯学習センター内)
TEL/FAX：55-3933
E-mail：m-shakyo-mishima@zd.ztv.ne.jp



米原市
ファミリー・サポート・センター
のご案内

ファミリー・サポート・センターのしくみ

①会員登録



**利用会員
Aさん**
育児の援助を受けたい人



**サポート会員
Bさん**
育児の援助を行いたい方

会員登録

サポート会員に資格は不要ですが、活動に必要な講習を受講していただきます。

会員登録

サポート会員の紹介申込み

講習会の受講

②援助活動の依頼・実施



米原市ファミリー・サポート・センター
(アドバイザー)

アドバイザーが利用会員とサポート会員の仲介・紹介をします。

Bさんの紹介

Aさん援助の打診

利用会員・サポート会員の事前打ち合わせ

③活動費



利用会員からサポート会員へ直接利用料を支払います。

援助の依頼

援助活動を実施



サポート会員へ料金の支払い

報酬の支払い

ファミサポへの活動報告書の作成

報酬について

ファミリー・サポート・センター事業は、有償によるボランティア活動です。サポート会員には活動後、下記の表を基準に利用会員から報酬を受け取っていただきます。

- 平日（月～金）
7：00～19：00 … 350 円/30 分
上記以外の時間 … 400 円/30 分
- 休日（土、日、祝日）
7：00～19：00 … 400 円/30 分
上記以外の時間 … 450 円/30 分
- 年末年始
要相談 … 500 円/30 分

その他

- ①病気のお子さんの預かり、宿泊の預かりはありません。
- ②預かりの場合、原則はサポート会員の家庭でお願いします。
- ③預かるお子さんは、生後6か月から小学校6年生までのお子さんです。
- ④サポート会員は、子どもの発達や救急救命などの講習会を受けていただきます。
- ⑤センターでは、万が一の事故に備え補償保険に加入します。